

# 社会保険 にいがた

一般財団法人新潟県社会保険協会

2018.8 / NO.864

職場内で  
回覧しましょう



## Contents

- 厚生年金・健康保険に関する事務手続きに「電子申請」を利用してみませんか
- 国民年金保険料の納め忘れがある方へ  
期限は間近! 国民年金保険料後納制度
- 2018 佐渡を歩こう! 元気ハツラツ健康ウォーク
- 交通事故や他人の行為で負傷して  
保険証を使って治療をしたときは、協会けんぽへ  
「第三者行為による傷病届」の提出が必要ですよ
- 年金シニアライフセミナー ————— など

## from 新潟 & made in 新潟 探訪 にいがたを見つめる旅

9月23日開催の  
『佐渡健康ウォーク』で  
ご覧いただけます(P4)

## 京町通り(佐渡市)

佐渡金銀山は江戸幕府の直轄地とされ、最盛期の17世紀前半には年間で金が400kg、銀は40トン以上を産出する世界でも有数の金銀山となりました。それまで海辺の寒村だった相川は、初代奉行である大久保長安によって都市計画が立てられ、人口が4~5万人へと膨らむ鉱山都市へと発展していきます。京町通りは、金銀山と

佐渡奉行所を結ぶメインストリートとしての役目を担っていました。その名前は、京都や大阪から仕入れた絹布類を売る呉服屋が軒を連ねていたことに由来するとされています。京都の街のごとく順に上京町・中京町・下京町と名付けられた通りは、周辺に鉱山関係者の住居や、八百屋町や大工町などそれぞれの職業の人たち



が暮らした地域があり、人々の往来が絶えなかったことでしょう。現在でも、往時の面影を色濃く残した街並みの周辺にはいくつもの文化財が存在しています。復元されたかつての政治の中心地・佐渡奉行所、特徴的なレンガ塀が印象に残る旧相川裁判所（現在は佐渡版画村美術館）、全国的にも珍しい現存する木造の旧相川拘置支所などがありますが、撮影スポットとしても人気なのが時鐘楼です。江戸時代、相川に時報を伝えたのは奉行所の太鼓が始まりですが、1713年に現存する時鐘が佐渡の出銅で鑄造され、明治初期まで時を告げていました。近年では、地元の有志の手により再び朝夕の鐘の音が響いています。

※取材に基づく一説です。



どなたでも利用  
いただけます

新潟県社会保険協会では、下記の施設を運営しています。



新プラン 「日帰り昼食付入浴プラン」をご用意しました。

温泉施設が 素泊まり  
¥4,800から

瀬波温泉 松風荘

村上市瀬波温泉2-4-29 TEL 0254-53-3086

当施設のお風呂は、源泉かけ流し。豊富な湯量と源泉の熱さが自慢です。研修や会議等には会議室をご利用ください(スクール形式で30名様までご利用いただけます)

## 厚生年金・健康保険に関する事務手続きに 『電子申請』を利用してみませんか

コンピューターやネットワークなどの情報技術(IT)を行政のあらゆる分野に活用することにより、利用者の事務負担軽減、利便性向上など、行政手続きの簡素化を図るため、「電子政府」の構築を政府全体で推進しています。

その一環として、日本年金機構においても、事業主様や事務担当者様による各種事務手続き等の利便性向上及び事務コスト削減のため、インターネットによる申請・手続きが可能な『電子申請』の利用についてご検討をお願いしています。



### 電子申請(e-Gov※)のメリット

※e-Gov(イーガブ)…電子政府の総合窓口です

#### いつでも事務手続きが可能

電子申請における最大のメリットは、休日も含めて24時間いつでも届出が可能なことです。このため、新潟事務センター等では、受付からの事務処理期間が紙による申請時より早まります。

#### どこでも事務手続きが可能

職場やご自宅から、パソコンとインターネットを通じて申請・届出が可能です。このため、手続きのための移動時間や窓口での待ち時間がかかりません。また、郵送料等のコスト削減にもつながります。

#### 届書作成プログラムが無料

日本年金機構が提供している届書作成プログラムで届書データを作成できます。

### 電子申請(e-Gov※)の利用方法

電子申請(e-Gov※)を利用するには、以下の手続きが必要です。

- 利用のための準備 ① …………… 電子証明書の取得(取得に際し費用がかかります)
- 利用のための準備 ② …………… パソコンの環境設定
- 利用のための準備 ③ …………… 申請データの作成
- 利 用 開 始 ④ …………… 電子申請(e-Gov※)を利用しての申請

詳しくは、日本年金機構ホームページ、電子政府の総合窓口に関するホームページなどでご確認ください。

### 電子申請の利用についての事業主様アンケート調査実施について

現在、年金事務所では、電子申請の利用についてのアンケート調査を行っております。調査票を受け取られた事業主様につきましては、ご多用のところ恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

# 国民年金保険料の納め忘れがある方へ

## 期限は間近！ 国民年金保険料後納制度

後納制度は、納め忘れのある国民年金保険料について、申し込みにより平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

### 後納制度で納付するメリット

後納制度を利用して国民年金保険料を納付することで、主に次のメリットを得ることができます。

#### 将来受けとる年金額が増額します

1か月分の後納保険料を納めることで、老齢基礎年金額が年間で約1,624円増額します。

#### 年金の受給資格期間を得られる可能性があります

納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

#### 後納制度をご利用いただける方

- 1 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある方
  - 2 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
  - 3 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申込できません。

#### 申込先とお問い合わせ先

後納制度を申込する際は、「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項を記入の上、年金事務所にご提出ください。詳しい内容は、「ねんきん加入者ダイヤル」または最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

**ねんきん加入者 TEL 0570-003-004**  
**ダイヤル** 受付時間 ●月曜日～金曜日/午前8:30～午後7:00  
●第2土曜日/午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## 9月の出張年金相談のご案内



年金のご相談は予約制となります。ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

| 主催年金事務所(予約先TEL)            | 会 場                                                                     | 相談日時(予約可能な相談時間)                  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 新潟東<br>(025-283-1014)※予約専用 | 五 泉 市 福 祉 会 館                                                           | 20日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            | 阿 賀 町 役 場 本 庁                                                           | 26日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
| 新潟西<br>(025-225-3008)      | 佐渡市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しております                                           |                                  |
|                            | 個室でプライバシーに配慮しています! むすかしい操作は一切ありません!<br>好きな日・時間に予約ができます! 対面相談と同じ相談が可能です! |                                  |
|                            | 会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)                                                |                                  |
|                            | あ い ぼ ー と 佐 渡                                                           | 12日(木) 12:40～15:00 (12:40～14:20) |
| 長 岡<br>(0258-88-0006)      | 羽 茂 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー                                                 | 13日(木) 8:50～10:50 (8:50～10:20)   |
|                            | 佐 渡 中 央 会 館                                                             | 27日(木) 13:30～17:00 (13:30～16:30) |
|                            | 小 千 谷 市 民 会 館                                                           | 14日(金) 10:00～15:30 (10:00～15:00) |
|                            |                                                                         | 28日(金) 10:00～15:30 (10:00～15:00) |
| 上 越<br>(025-524-4115)      | 小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー                                                 | 27日(木) 10:00～15:30 (10:00～15:00) |
|                            |                                                                         | 12日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:00) |
|                            | 糸 魚 川 市 役 所                                                             | 26日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:00) |
|                            |                                                                         | 19日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:00) |
| 新発田<br>(0254-23-2128)      | 柿 崎 商 工 会                                                               | 12日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            |                                                                         | 26日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            | 村 上 市 役 所                                                               | 19日(木) 9:30～15:00 (9:30～14:30)   |
|                            |                                                                         | 13日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
| 六日町<br>(025-716-0802)      | 阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館                                                   | 27日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            |                                                                         | 13日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            | 十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー ( ク ロ ス 1 0 )                             | 27日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            |                                                                         | 13日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |

●年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。(年金のお手続きをする場合は、本人の印鑑も必要となります。)



2018年 佐渡を歩こう!

8/20より受付開始!

元気ハツラツ

健康ウォーク!



30年度歩こうNIIGATA大作戦ウォーキングイベントスタンプラリー対象イベント

場 所

相川地区 約3.5Km

開 催 日

9月23日(日)

参 加 費

大 人 5,500円  
小学生 3,000円

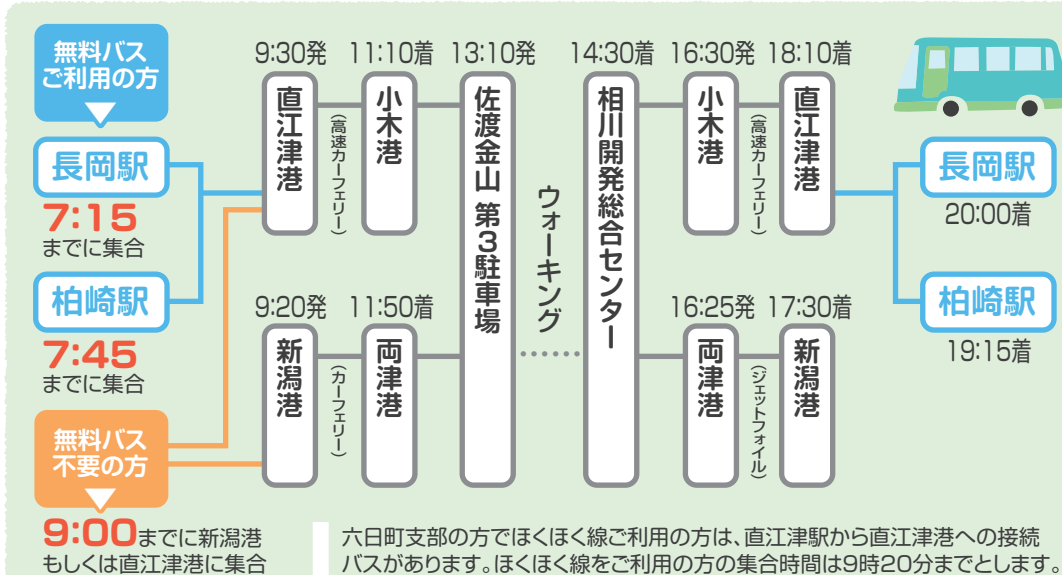
未就学児0円

ただし高速カーフェリーの座席、  
ジェットフォイルの座席をご利用の場  
合は、3,000円をご負担願います。

佐渡島内から参加  
の方は無料です

※直江津航路の高速カーフェリー・新潟航路のジェットフォイルは全席指定です。  
※9月21日以降のキャンセルは、参加費をお返しいたしません。

### 集合時間と当日の流れ



●申込締切日／9月12日(水) 先着順で受け付けます(定員になり次第締め切らせていただきます)

●定 員／▶新潟港 180名 ▶直江津港 120名 ▶佐渡島内 30名

申込み先

右記申込書により、FAXにて  
佐渡汽船観光(株)まで申込み願います。

佐渡汽船観光(株)

FAX. (025)245-3712

〈照会先〉佐渡汽船観光(株) TEL.(025)245-3701 申し込まれた方に、FAXにて詳細をお送りいたします。

■主催／一般財団法人新潟県社会保険協会

■後援／全国健康保険協会新潟支部・健康保険組合連合会新潟連合会  
新潟県社会保険委員会連合会・新潟日報社・N S T・新潟県ウォーキング協会

■協力／佐渡市 ■旅行企画・実施／佐渡汽船観光株式会社 新潟県知事登録旅行業第2種19号 総合旅行業務取扱管理者／小泉泰裕





## 交通事故や他人の行為で負傷して保険証を使って治療をした

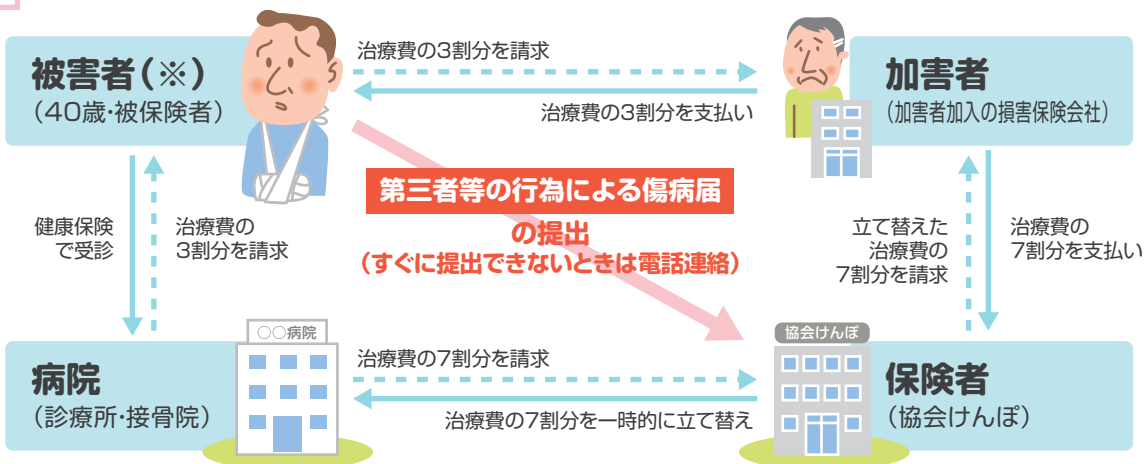


### どうして届出が必要なの？

交通事故やけんかなど、第三者（他人）の行為によるケガや病気の治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。そのため、保険証を使って治療を受けた場合は、加害者が支払うべき治療費（医療費の7～9割分など）を、保険者（保険証の発行元）が負担し、医療費を立て替えたことになります。保険者は後日、加害者に対して、立て替えた治療費を請求することになります。そのため「第三者行為による傷病届」を提出いただく必要があります。

※加害者が治療に要する費用すべて（自己負担分と保険者負担分）を支払うなど、保険証を使用しない場合は届出の必要はありません。

#### 例



### 感謝料などの 損害賠償請求は？

慰謝料や見舞金などの健康保険給付とは関係のないものや、保険適用外の差額ベッド代などは、被害者から直接、加害者に損害賠償請求することになります。

## 届出が必要な第三者（他人）の行為（一例）

#### 交通事故にあったとき

自動車・バイク・自転車・歩行中など、相手のいる交通事故で負傷した場合。事故過失の大小にかかわらず、届出が必要です。



#### 自損事故車に同乗していたとき

自動車・バイクなどに同乗しているときの自損事故により負傷した場合。運転手と被害者が親族でも届出が必要です。



#### ペットに噛まれたとき

他人の飼っているペットに噛まれたなどで負傷した場合。飼い主に賠償責任があります。



#### 暴力行為にあったとき

他人から殴られるなど、暴力で負傷した場合。



※上記以外にも、スキー・スノーボード等の接触事故など、届出が必要となるケースがあります。ご不明な点はお問い合わせください。



全国健康保険協会 新潟支部  
協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

平成30年2月13日に移転しました！  
郵送先にご注意ください。



スマートフォンから！

# ときは、協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」の提出が必要です



## 必要な提出書類は？

### 提出書類

- 交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届
- 負傷原因報告書
- 同意書
- 損害賠償金納付確約書・念書（加害者記入）  
事故等の状況によっては、署名を拒否される場合があります。その場合は、余白に記入できない理由を書いてください。
- 事故発生状況報告書

### 交通事故の場合にのみ追加する書類

- 交通事故証明書  
最寄りの警察署または交番で「事故証明書申込用紙」を入手し、申請していただくと、自動車安全運転センターから交付されます。
- 人身事故証明書入手不能理由書  
警察への届出を物損（物件）事故として処理している場合や、交通事故証明書に加害者・被害者の氏名の記載がない場合に提出してください。

申請用紙は協会けんぽのホームページから印刷できます。



ご注意ください

業務上や通勤途中の負傷で、労働者災害補償保険（労災保険）の給付対象となる場合、健康保険は使用できません。健康保険を使用した後に、労災保険の給付対象と判明した場合、健康保険負担分（医療費の7～9割）を返納していただくなど、負担が生じる場合があります。

業務上の負傷など労働災害については、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。



## 示談をするときに気を付けることは？

示談をするときは、事前に協会けんぽに電話等でご相談ください。示談後も健康保険が使えるかどうかは、示談の内容によって決まります。健康保険で治療中に「健康保険で治療を受けるから治療費等はもらえない」という内容の示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用して治療ができなくなる場合があります。事故現場等であわてて示談をすると、後日思わぬ問題が生じることがありますので、安易に示談をしないようにご注意ください。

お問い合わせ先 協会けんぽ新潟支部【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263

### お詫びと訂正

平成30年7月号の「社会保険にいがた」の記事について、一部誤りがあることが判明しました。正しくは以下のとおりとなります。お詫びして訂正いたします。

#### P4. 70歳以上の高額療養費自己負担限度額変更について

##### 70歳以上の方の自己負担限度額（1日～末日までの1か月）

##### 平成30年8月診療分から

| 適用区分                | 外来<br>（個人ごと）                                      | 外来+入院<br>（世帯ごと） |
|---------------------|---------------------------------------------------|-----------------|
| 標準報酬月額<br>83万円以上    | 252,600円+<br>（医療費-842,000円）×1%<br>《多数該当 140,100円》 |                 |
| 標準報酬月額<br>53万円～79万円 | 167,400円+<br>（医療費-558,000円）×1%<br>《多数該当 93,000円》  |                 |
| 標準報酬月額<br>28万円～50万円 | 80,100円+<br>（医療費-267,000円）×1%<br>《多数該当 44,400円》   |                 |

現役並み

70歳以上の方は、これまで「高齢受給者証」と「保険証」を提示いただいておりますが、標準報酬月額が28万円～79万円の方は「限度額適用認定証」の提示も必要となります。

1か月（1日～末日）にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

#### P5. 「限度額適用認定証」について

【誤】所得区分に応じ「高齢受給者証」が必要です

【正】所得区分に応じ「限度額適用認定証」が必要です

お問い合わせ先 協会けんぽ新潟支部【業務グループ】 TEL.025-242-0262



協会けんぽ新潟支部メールマガジン

「ときメール」配信登録受付中!

登録料無料!!

毎月1回  
（10日頃）配信!

パソコンから!



スマートフォンから!



どなたでもご参加いただけます

社会保険事務講習会 9月開催のご案内

参加料不要

社会保険の各種事務手続き等について、分かりやすくご説明します。  
 主に社会保険事務の基本を確認したい方を対象とした内容ですが、どなたでもご参加いただけます。

【講習内容】 厚生年金保険の適用と保険料 について..... 講師／日本年金機構年金事務所職員  
 雇用保険制度 について..... 講師／公共職業安定所職員

| 開催日      | 開催時間                            | 会場                         | 所在地                     | 定員  |
|----------|---------------------------------|----------------------------|-------------------------|-----|
| 9月 5日(水) | 午後<br>1時30分<br>～<br>午後<br>4時00分 | 南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)         | 南魚沼市坂戸399-1             | 60名 |
| 9月 7日(金) |                                 | クロスパルにいがた(403・404講座室)      | 新潟市中央区礎町3ノ町2086         | 70名 |
| 9月10日(月) |                                 | 柏崎エネルギーホール(2F会議室2)         | 柏崎市駅前2-2-30             | 30名 |
| 9月11日(火) |                                 | 燕三条地場産業振興センターメッセピア(3F中会議室) | 三条市須頃1-17               | 42名 |
| 9月12日(水) |                                 | まちなかキャンパス長岡(301会議室)        | 長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階 | 70名 |
| 9月13日(木) |                                 | 上越市市民プラザ(第4会議室)            | 上越市土橋1914-3             | 50名 |
| 9月19日(水) |                                 | 新発田市生涯学習センター(研修室1)         | 新発田市中央町5-8-47           | 48名 |

※「クロスパルにいがた」及び「柏崎エネルギーホール」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

申込方法

参加される会場名、開催日、事業所名、電話番号、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。(電話によるお申し込みも可能です。) なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 FAX.025-290-3201 TEL.025-240-5337

どなたでもご参加いただけます

体力測定会

のご案内

参加料不要

事前申込不要

ご自身の「体力年齢」ご存知ですか?会場では、あなたの「体力年齢」を測定し、専門家がアドバイスします。  
 日頃から運動を行っている人も行っていない人も、この機会に是非「体力年齢」を確認してみませんか?

日時 平成30年 9月3日(月)～5日(水)の3日間  
 午前11:00～午後3:00

会場 NST 3階多目的空間 ゆめディア303室  
 (新潟市中央区八千代2-3-1)

測定項目

筋力  
 (握力)

反射神経  
 (全身反応)

バランス  
 (閉眼片足立ち)

瞬発力  
 (垂直跳び)

柔軟性  
 (体前屈)

筋持久力  
 (上体起し(腹筋))



どなたでもご参加いただけます

年金シニアライフセミナー

参加料不要

参考図書無料配布

皆様の退職後の安心をサポートするセミナーです。

「年金・医療保険」「ライフプランと生きがい」「家庭経済」をテーマに専門の講師が分かりやすくご説明します!

日時 平成30年 10月24日(水) 午後1:00～午後4:30

会場 新潟ユニゾンプラザ／特別会議室(新潟市中央区上所2-2-2)

申込方法 下記の申込書に氏名等を記入し、(一財)新潟県社会保険協会あて FAX.025-290-3201  
 にてお申し込みください。 ※受付は先着順とし、定員に達した場合のみご連絡いたします。



■主催／一般財団法人新潟県社会保険協会 ■共催／全国社会保険共済会・全国社会保険委員会連合会  
 ■後援／県内年金事務所・全国健康保険協会新潟支部・新潟県社会保険委員会連合会・健康保険組合連合会新潟連合会  
 〈お問い合わせ先〉一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337



コピーしてお使いください

平成30年度

年金シニアライフセミナー 参加申込書

| 氏名 | 性別 | 年齢 | 事業所名 | 連絡先電話番号 | 委員の区分等(○をつけてください)  |
|----|----|----|------|---------|--------------------|
|    |    |    |      |         | 年金委員 ・ 健康保険委員 ・ 一般 |
|    |    |    |      |         | 年金委員 ・ 健康保険委員 ・ 一般 |
|    |    |    |      |         | 年金委員 ・ 健康保険委員 ・ 一般 |